

座間市学校体育施設開放事業運営等の見直しに関する説明会 における主な質疑応答

説明会開催日時 令和4年11月22日（火）、24日（木）、26日（土）

1 運営委員会の初回の集まりに関して

Q1 他の登録団体の連絡先を知らないのどどのようにして集まればよいのか？

A1 スポーツ課で確認している団体の連絡先を運営委員会に知らせて良いかの意向確認をした上で、連絡先一覧を提供するので、それを基に連絡を取るようにして欲しい。

Q2 連絡先は非公開にして欲しいという団体がいた場合は、どうするのか？

A2 登録団体の皆さんが運営委員の一員となって学校体育施設開放事業を行っているため、連絡先が分からない委員では皆さんが困ると思うので、そのようなことはないと考えている。もしも、そのような団体がいたら、その時に考えます。

Q3 初回の集まりが一番難しいと思うが、誰が招集をするのか？

A3 登録団体間で自主的に連絡を取り合えるようであればお任せしたい。それが難しい場合は、スポーツ課が調整役をします。

Q4 初回の顔合わせ的な集まりは、いつ頃までやればよいのか？

A4 1月から2月くらいで第1回目の総会を開いていただきたいと考えているので、12月から1月くらいで顔合わせをするのが良いと思います。

2 運営委員会の運営に関して

Q1 これまで（委員である）教頭先生が運営委員会の事務等をすべて行っているが、そのノウハウはどのように引継ぎをしてもらえるのか？

A1 初回の集まりなどに教頭先生が参加してもらえるかをスポーツ課で確認をします。また、引継ぎ用の資料を用意できるか確認します。

Q2 これまでは、利用調整会議を学校の教室で行っていたが、今後も学校の教室をしようできるのか？あるいは、今日のように市役所の会議室を使用できるのか？

A2 教室を使用できるかは、学校に確認します。市役所の会議室については、使用できません。近隣の公共施設の利用も検討してください。

Q3 運営委員会の規約は、スポーツ課で決めて欲しい。

A3 モデルとなる規約をお示しするので、詳細は、運営委員会で決めてください。

Q4 利用割当一覧表は、学校ごとで違う書式が用いられていることを見受けるが、統一した書式があるのか？

A4 あります。

Q5 利用割当一覧表の書式やモデル規約はいつ頃いただけるのか？

A5 すぐにでもお渡しできます。

Q6 運営委員会は、体育館とグラウンドで別々に設置するのか？

A6 体育館とグラウンドと合わせて、学校ごとに一つの運営委員会となります。ただし、利用調整会議などは、体育館とグラウンドと別れて行うなど、各運営委員会のやりやすい方法で運営してください。

Q7 スポーツ課で示したスケジュール通りに進めなければならないのか？

A7 示したスケジュールはあくまでも案であり、3月に利用割当一覧表をスポーツ課に御提出いただけるよう運営委員会の運営（規約づくり、役員選出、利用調整会議開催など）を進めていただければ構いません。

Q8 自チームが利用している学校は、来年の5月まで利用割当が決定しているが、それでも3月中に4月以降の利用割当を決めなければならないのか？

A8 その場合は、遅くとも4月末までに6月以降の利用割当を決定し、スポーツ課に一覧表を御提出ください。

Q9 登録団体の代表者は市外在住でも良いのか？

A9 構いません。

3 運営委託料に関して

Q1 運営委員会は任意団体であり、口座開設は手続きに手間がかかるが、委託料は口座振込みなのか、それとも現金で支払いをしてもらえるのか？

A1 どちらでも対応できるが、できれば振込みとさせていただきたい。

Q2 委託料の振り込み手続きは何をしたら良いのか？

A2 運営委員会からスポーツ課に請求書を提出いただきます。

Q3 スポーツ課から支払われている委託料は、どのような使われ方をしているのか？

A3 消耗品や物品の購入などに充てられていると確認しています。今後の使い方として、例えば会議開催費（資料作成や会議室使用料等）も有り得ると思います。

Q4 事業終了後（年度末）に収支決算の報告が必要となるのか？

A4 補助金ではないので、スポーツ課に対する収支決算の報告は必要ありません。

ただし、委託事業なので事業完了後には、完了届を提出していただきます。

Q5 委託料は、体育館、グラウンド別に4万円が支払われるのか？

A5 一つの運営委員会（1校）に対し、4万円を予定しています。

4 その他のことに関して

Q1 利用調整後に年度途中で自治会の事業などが入ることがあるが、その場合はどのように調整し、登録団体に連絡が入るのか？

A1 臨時的、一時的な学校施設利用は、学校体育施設開放事業とは別で、学校長の意見をきいたうえで教育委員会が許可するものなので、その場合は、学校から利用団体に連絡がいくと想定しています。

Q2 利用調整会議に先立ち、事前に学校行事予定などを確認する必要があるが、誰が確認をするのか？

A2 スポーツ課が学校に確認をして運営委員会に連絡をします。

Q3 これまで教頭先生が運営委員会の委員として、美化デーの招集やPTAなどが行うお祭りの橋渡しをしてくれていたが、今後、教職員が運営委員会の構成員でなくなるので、お祭りとの連携はどうなるのか？

A3 運営委員会又は登録団体の学校行事などへの参加については、学校の判断であるので、スポーツ課としてはお答えできない。

Q4 近隣市における学校体育施設開放事業のスキームはどうなっているか？

A4 本市と同様に、学校体育施設開放事業を担う運営委員会に事業を委託している自治体がほとんどです。

Q5 運営委員会間で情報を共有する場をスポーツ課で設けるのか？

A5 その予定はありません。

Q6 現在体育館で使用しているモップ等は運営委員会の物品なのか？学校の物品なのか？

A6 スポーツ課で把握していないため、学校にお問い合わせください。なお、現状としては、学校が購入した物品と運営委員会が購入した物品が存在していると思われる。

Q7 消耗して使用できなくなったモップが学校の物品であった場合、買い替えは運営委員会と学校のどちらで行うのか？

A7 主に登録団体で使用して消耗するものは、運営委員会で買い替えを行うべきと考えますが、まずは学校に御相談ください。